

請願第45号

請 願 書

平成29年 2 月27日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町 7 - 7
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 安 藤 和 彦

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子
遠 藤 敏 郎
大 内 嘉 明

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願につ
いて

〔請願趣旨〕

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1000円を目指す」との目標が掲げられています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱

却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で726円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1000円には程遠い金額であり、その水準は2007年からの9年間全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行なうこと。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積み改正をはかること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

請願第46号

請 願 書

平成29年 2 月27日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町 7-7
郡山地方労平和フォーラム
議 長 田 中 光 一

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

労働基準法改定案（閣法）の撤回を求める意見書提出についての請願

〔請願趣旨〕

政府が国会に提出している「労働基準法等の一部を改正する法律案」は、「高度プロフェッショナル制度」の創設（一定の年収等を条件に労働時間規制を適用除外にする新制度）や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働時間規制の緩和を柱に、長時間労働をさらに助長する内容です。

労働時間規制は、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールであり、これを揺るがすことは断じて許されません。過労死等防止対策推進法の施行によって、政府は、わが国に蔓延している長時間過密労働を抑止する政策を打ち出すべきであるにもかかわらず、本法案は逆行しています。

特に、労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務・成果型労働制）は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」であると国民の強い批判にさらされ、過去に政府が法案提出をあきらめた「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものであり、創設することは断じて許されません。

労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るためには、労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や

「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入することこそが必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 労働基準法改定案（閣法）を撤回すること。
- 2 「時間外労働限度基準」告示を法律へと格上げすること。
- 3 すべての労働者を対象に、「休息时间（勤務間インターバル）規制」を導入すること。

請願第47号

請 願 書

平成29年 2 月27日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市静町25- 4
県中地域高齢・退職者連合
会 長 伊左治 満 治

紹介議員 蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
八重樫 小代子

「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見
書の提出についての請願

〔請願趣旨〕

安倍政権は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の強い反対で過去3度廃案となった「共謀罪」創設と同趣旨の法案を通常国会に提出しようとしています。

安倍政権は名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と改め、適用対象や構成要件などを変更し対象犯罪数を減らすとしていますが、対象となる「組織的犯罪集団」の定義は曖昧で拡大解釈が可能な上、それに当たるかどうかは捜査当局の判断に委ねられます。構成要件に「準備行為」を加えることが検討されている点に関しても、その具体的な内容は不明確で、例えば本当の目的は生活費だったとしても銀行でお金を引き出す行為の目的を捜査当局が「テロの資金調達のため」とみなせば、準備行為の容疑として成立してしまう恐れがあります。適用対象となる犯罪は法定刑が懲役・禁錮4年以上の676に上り、安倍政権は半分程度に絞り込む方針とされるものの、乱用されれば思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化、運動への萎縮効果をもたらしかねない危険性は何ら変わりません。

さらに「共謀罪」の摘発を名目とする監視や会話の通信傍受など、極めて広範囲

にわたって捜査権限が濫用される恐れがあります。

日本は国連の13本のテロ防止関連条約を全て締結しており、それに対応して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能で、国際的な要請として「共謀罪」新設が本当に必要か大いに疑問です。

「共謀罪」は謀議に加わるだけで処罰できる、すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象にしようとするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪には問われない現行刑法の基本原則に反します。100人を超す刑法研究者が法案反対声明を出すなど批判は広がっています。

さらに金田勝年法相が法案提出後まで具体的な国会議論を避けるよう求める文書を作らせ報道機関に配布したことは、国会議員の質問権を侵害する国会軽視であるとともに言論・報道の自由への不当な圧力に他ならず、安倍首相の任命責任も重大であり、この問題を放置して法案提出を行うことは許されません。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

国民の人権を擁護し憲法の保障する思想、信条、表現の自由に十分配慮するとともに、広範な国民の懸念が拭えぬまま拙速な法案の国会提出、ならびに法制定を行わないこと。

請願第48号

請 願 書

平成29年 2 月27日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市静町62-22
福島県退職教職員協議会郡山支部
支 部 長 大 越 博 邦

紹介議員 蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
飛 田 義 昭

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止を求める意見
書の提出についての請願

〔請願趣旨〕

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下、カジノリゾート開発推進法）が、十分な国会審議を経ることなく、2016年12月15日、衆議院本会議において賛成多数で可決・成立しました。しかし、カジノを含む I R（特定複合観光施設）を推進するためのカジノリゾート開発推進法に関し、多くの問題点が解消されているとは到底言えません。

まず、本法は第 2 条において、I R は「民間事業者が設置及び運営」とされています。つまり、「民設・民営」、「民間賭博の解禁」です。政府においては、どのように「民間賭博」の「違法性を阻却」するのか、一年以内を目途に結論を出さなければなりません。しかし、この間の審議において、賭博が違法とされないための要件について法務省は、「八点の考慮要素」（8 要件）が必要との立場をとってきました。8 要件のうち 2 要件は以下の通りです。「収益の用途を公益性のあるものに限る」「運営主体は、官またはそれに準じる団体に限る」。この 2 要件に照らせば、「民間賭博」は、明らかに「違法性」を免れることはできません。したがって、このカジノリゾート開発推進法は、日本の法体系を崩壊させるものと言っても過言で

はありません。

また、法的な問題だけでなく、カジノリゾート開発の推進が、本法第1条にあるように「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」とは疑問です。今や、世界においても、カジノの失敗例は多数にのぼります。経済効果を多く見積もる試算もありますが、カジノに伴うギャンブル依存症の増加など社会的コストなどを含めている形跡はありません。また、反社会的勢力によるマネーロンダリングなどに利用される危険性も高いです。そもそもカジノは「ゼロサムゲーム」に他ならず、単なる所得移転であり、付加価値は生み出しません。この点からも、経済効果があるとされる試算は、むしろカジノリゾート開発という大型公共事業からはじき出された皮算用であり、バブル期の地方におけるリゾート開発の失敗を想起させるものです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

国は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止すること。